

大和市告示第62号

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱（平成23年大和市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱（平成26年3月26日付け市町第705号神奈川県政策局自治振興部長通知）第2条第1号エ」を「市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年3月29日付け障福第4231号神奈川県子どもみらい局福祉部障害福祉課長通知）第2条第2号」に改める。

第2条中「神奈川県市町村事業推進交付金事業実施要領（障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業分）（平成26年4月1日施行）」を「市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業分）（平成31年4月1日施行）」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。